

◎地方交付税法及び特別会計に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二五年三月六日法律第一号)

一、提案理由(平成二五年二月一四日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するために震災復興特別交付税に要する額についての財源措置を講ずる必要があります。このため、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例として、千二百十四億円を東日本大震災復興特別会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、予算執行抑制方針に基づく普通交付税の交付に伴い道府県において生じた追加的な金利負担についての財源措置を講ずる必要があります。このため、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例として、五千万円を一般会計から交付税及び譲

与税配付金特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、今回の補正予算により、以上の地方交付税の総額の特例のほか、平成二十四年度分の地方交付税が二千九百六億円増加することとなりますが、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額七百七億円を交付するほか、残余の額二千九十九億円を平成二十五年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができますこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二五年二月一四日)

○北側一雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として千二百十四億円を加算するほか、今回の補正予算により増加することとなる平成二十四年度分の地方交付税二千九百六億円につきまして、普通交付税の

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

調整額の復活に要する額七百七億円を除く二千百九十九億円を同年度内に交付しないで、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするものであります。

本案は、昨十三日本委員会に付託され、本日、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二五年二月二六日)

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

委員会におきましては、予算執行抑制に伴う交付税措置の対

象範囲、震災復興特別交付税の措置対象の拡大と早期執行、地域の元氣臨時交付金の仕組みと配分方法、補正予算で増額した地方交付税を繰り越す理由等について質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して寺田典城委員より反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。